

青森県行財政改革推進委員会(平成28年度第1回)

議事概要

- **開催日時** 平成28年11月11日(金) 13時30分～15時00分
- **開催場所** 青森国際ホテル 孔雀の間
- **会議次第**
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
青森県行財政改革実施計画に係る取組状況について
 - 4 閉会
- **出席委員** 遠藤委員、樺委員、小坂委員、榊委員、辻委員、西澤委員
(以上6名)
- **県側出席者** 阿部総務部次長、金総務部次長、
荒関財政課長、大澤人事課長、富谷行政経営管理課長 ほか

■ 議事要旨

《 1 開会 》

○司会(石岡行政経営管理課グループマネージャー)

ただ今から、「平成28年度青森県行財政改革推進委員会」を開会いたします。

本日は、委員9名中6名の御出席をいただいております。

内村委員及び山口委員、畑中委員が都合により御欠席でございます。

続きまして、本日の県側出席者を紹介いたします。

(県側出席者紹介)

《 2 あいさつ 》

○司会

議事に入ります前に総務部次長の阿部から御挨拶を申し上げます。

○阿部総務部次長

阿部でございます。

本日、部長が公務により出席できませんので、代わって御挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、またお寒い中にもかかわらず、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

行財政改革ということで、県がおかれている行財政環境は、年々厳しさが増して、また、大きなうねりとなっております。

今朝の新聞にもございましたが、国の借金が1060兆円ということで、過去最大を更に更新しているという厳しい状況であり、当然、いずれは地方財政にも大きな影響があるものと想定されているところでございます。

また、1つには、人口減少という問題が、いよいよ顕在化してきております。県も大きな政策課題として、その克服に乗り出しているわけでございますが、行政サービスという点においても、サービス客体そのものが減少していく、あるいは、子どもさんが少なく、高齢者が多いということで、提供の在り方も変わっていくだろうということで、

県行政の運営そのものにも大きな影響があるものと認識いたしております。

そういう厳しさを増す環境、あるいは大きなうねりの中で、どのように行政サービスを提供していくかということについては、効率的に、効果的という言葉に尽きるわけでございまして、県民の皆様適切にサービスを提供していくために、この改革をどのようにしっかり進めていくかということ、我々は真摯に考えていかなければいけないと考えてございます。

本日、委員会では、実施計画に係る取組状況につきまして御報告申し上げまして、委員の皆様から御意見を賜りたいと存じております。

何卒、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

○司会

ここからの議事につきましては、遠藤委員長にお願いをいたします。

《 3 議事 》

○遠藤委員長

皆様、こんにちは。

午後一番忙しい時期に時間をとっていただきまして、大変、委員の皆様はじめ、行政各部署からお集まりいただいた幹部の皆様にお礼申し上げます。

ただ今、総務部の阿部次長から御挨拶がありましたけれども、行政を巡る情勢というのは、大変厳しいものがあると思います。

これは、日本だけの問題ではなく、研究会で諸外国に行くと、中国・香港、インドネシア、インド、それからアメリカなど、どこでもやはり行政改革というのは、大きな課題に取り上げられています。

各国の情勢によって種々ですが、例えば、中国などでは、「市場」と「イノベーション」、ここにフォーカスをあてて非常にスピーディにやり始めています。

このように各国の状況に応じて行革が取り組まれていますけれども、多分、キーワードは「イノベーション」ではないかと思えます。行革をただ減量経営という形に終わらせるのではなくて、むしろ成果をあげていくための「イノベーション」、これを組織全体でどのように取り組んでいくかということが非常に重要ではないかと思えます。これは、日本だけではなくて、世界各国でその重要性が高くなっていると感じています。

是非、ここは工夫のしどころだと思いますので、皆さんの英知を結集して、取り組んでいかれるように思っております。

冒頭、長くなりましたけれども、それでは、これから議事に入ります。

本日の議題は、青森県行財政改革実施計画に係る取組状況についてであります。

委員の皆様には、先日、事務局から資料が送付されております。

議事の進め方ですけれども、まず資料を県側から説明してもらい、その上で、委員の皆様から御意見、御質問等を受けるという形にします。

では、県からの説明をお願いいたします。

○富谷行政経営管理課長

それでは、私の方から、青森県行財政改革実施計画に係る取組状況について御説明をいたします。

個々の実施事項の詳細は、資料2になりますが、説明につきましては、その概要を資料1にまとめておりますので、そちらに基づき御説明をいたします。

では、資料1を御覧いただきたいと思っております。

＜資料1 青森県行財政改革実施計画の概要(取組状況)＞

まず、全体の進捗状況です。

平成27年度、平成28年度ともに全ての事項で工程に沿った取組状況となっております。

なお、平成27年度の工程見直しは、公共施設等総合管理計画について、1年前倒しで策定したというものでございます。

次に主な取組事項の状況です。4つの戦略ごとに、主な取組を2つ取り上げております。

まずⅠの業務戦略でございますが、目標管理型業務マネジメントの構築・実施につきまして、平成27年度は本庁の各部局において実施するとともに、各地域県民局の一部で試行いたしました。

平成28年度は全庁で実施し、下半期においては効果的な取組について情報共有する仕組み等を検討することにしております。

災害時業務継続計画の策定と訓練の実施につきまして、平成27年度は調査研究委託等を実施し、計画を策定いたしました。

平成28年度は、計画を公表・周知するとともに、下半期には大規模災害発生を想定した図上訓練等を実施することとしております。

また、個別業務においては、「青森空港の業務継続計画の策定」などの取組を実施しているところでございます。

次、Ⅱの組織戦略でございますが、優秀な人材の確保につきまして、平成27年度は受験者の確保及び拡大のために教員試験において、基準を満たす者について一部試験免除を行ったほか、受験資格の年齢制限廃止などの改善を行っております。

平成28年度は、就職情報会社が主催する合同企業説明会へブース出展するなど、受験者の確保及び拡大に努めております。

定員の適正化につきましては、平成27年度、平成28年度ともに各部門において、定員の適正化の取組を実施しているところでございます。

Ⅲの協働戦略につきましては、民間活力の活用の推進について、平成27年度、提案・相談を受付ける窓口「あおり連携・協働フロントデスク」を設置したところです。

平成28年度は、その提案・相談等について、協議・調整を行うなど、民間活力の活用推進に取り組んでいるところでございます。

具体的には、ヤマト運輸株式会社との連携による「エープレミアム」流通サービスの提供などの取組を実施しております。

指定管理者制度導入施設の拡大につきましては、平成27年度、「青森県立種差少年自然の家」の指定管理者を公募、そして指定し、平成28年度から指定管理者制度を導入したところでございます。

また、他の導入検討対象の8施設につきましては、下半期におきまして導入の可能性について検討結果をとりまとめることとしております。

次にⅣの財政戦略でございます。

財政健全化に向けた取組の推進につきまして、平成27年度は、当初予算において実質的な収支均衡を達成するとともに、県債発行総額についても可能な限り抑制し、中長期的視点に立った財政健全性の確保に向けた取組を着実に推進してきております。

平成28年度も、当初予算において収支均衡型の財政運営を維持するなど、引き続き財政健全化に向けた取組を推進しているところでございます。

県有施設の長寿命化の推進につきましては、平成27年度、大規模施設27施設のうち3施設について、長期保全計画を策定いたしました。

平成28年度は、11施設の計画策定を進めるとともに、県有施設全体のライフサイクルコスト算定のための準備を進めているところでございます。

長寿命化の具体的取組といたしましては、減築等により耐震・長寿命化を図る県庁舎の改修工事などの取組を実施いたしております。

最後に、今後の取組方針でございますが、引き続き、取組事項について着実に取組を進め、改革の歩みをゆるめることなく、全庁一丸となって、行財政改革に積極的に取り組んでいくということにしております。

説明は以上でございます。

○遠藤委員長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から御説明がありましたけれども、実施計画については、御案内のとおり4つの柱、4つの戦略軸というものを設けてやっておりました。

1つは業務戦略、それから2つ目が組織戦略、そして協働戦略、財政戦略。これらは、ばらばらではなくて、密接につながっていると思いますけれども、ポイント・大事な点を、ただ今、事務局の方から説明していただいたところであります。

それでは、委員の皆様から自由に御発言していただきたいと思うのですが、会議をスムーズに進めるために、戦略軸ごとの取組事項について、事前に提出されている御意見、御質問を中心に順次進めて参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、最初の戦略軸ですが、業務戦略に基づく取組事項について、事前の御意見、御質問が1件ございます。

それでは、権委員からの御発言をお願いしたいと思います。

○権委員

権です。よろしくお願いたします。

行政手続きへのICTの活用についてということで、私の実体験に関わる話なんですが、自動車税は県に納める県税でございまして、住所変更の仕方がよく分からなかったんですが、実は、ICTというか、要するにインターネットを利用して住所変更の届出ができるということを知りまして、意外に便利なんだなというふうに実感をしているところです。

それを踏まえてということでもあるんですが、電子申請の利用率が高い分野と低い分野について、低い分野が何で低いのかという理由があれば教えていただきたいと思います。

○遠藤委員長

それでは、担当課の説明をお願いいたします。

企画政策部でしょうか。

○若木企画調整課長

企画政策部企画調整課長の若木でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今の電子申請の利用率が高い分野、それから低い分野のお話でございますが、まず、この電子申請システムの概要を先に述べさせていただきますと、このシステム、インターネットを通じまして、行政手続きの申請・届出等を行うシステムでございまして、法令に基づく許認可申請ですとか、各種届出等の手続きに利用できますほか、研修申込みですとか、メルマガ配信の申込み、それから照会、こういったものに加えまして、会議等の出欠ですとか、期間を限定した申込み等の手続きにも利用が可能となっております。

昨年度の利用率の状況につきましては、例年ベースの手続き内容で見ますと、やはり今年度も昨年度同様、自動車税の住所変更届に代表されます「税」分野ですとか、職員採用試験の受験申込みに代表されます「人事」分野での利用率が高くなってございます。

ただ、昨年度の状況を見ますと、昨年度の特殊事情といたしまして、平成27年11月から12月にかけて申込みの手続きがございました「青森県子育て応援プレミアム商品券」ですとか、平成28年1月からの受付をしております「あおり子育て応援パスポート」の申込みといった利用期間を限定している手続きで特に利用率が高くなっておりまして、これらを加味いたしますと、平成27年度の電子申請累計件数14,544件のうち、その8割を占めます12,271件が、また28年4月から9月までの電子申請の累計件数4,286件のうち2,035件が、今言ったような手続きで利用されているという特殊事情がございまして。

一方、低い分野ですが、実は、この分野が特定して低いというような中身にはなってございまして、例えば、27年度でございますと、97種類の手続きがございまして、そのうち申請がない、手続きがない分野も結構ございます。こういった中身を見ますと、手続きの例としては、漁業ですとか建築、環境、こういった分野が利用件数がないということで例年続いてございます。

その低い分野については、例えば、この部分が特別低いというような分析にはなってございませぬので、今のよう説明で対応させていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○遠藤委員長

ありがとうございます。樺委員よろしいですか。

それでは、他にございましたら、各委員の皆様からの御意見、御質問を受けたいと思っております。

よろしいですか。

また、一番最後に、皆さんに御質問、御意見の機会を設けたいと思っておりますので、一旦ここで1番目の業務戦略については終わりにしたいと思います。

では、次、組織戦略のところに移っていききたいと思います。

ここでも既に御意見、御質問をいただいておりますので、御意見をいただいている委員の皆様からの御発言をお願いしたいと思います。

まず、樺委員から、多様な採用制度の活用について、御質問がございましてお願いいたします。

○樺委員

引き続きよろしくお願いいたします。

職員の採用ということで、言うまでもなく人材というのは、多分、組織にとっては一番大事なものでございまして、そういう中で、社会人採用をやっておられるようなんですが、最後のところの下半期の取組、それから29年度の取組のところにもあるんですが、社会人枠制度の見直しを検討するというものがございまして。

今まで社会人採用の問題点、おそらく見直しをされるということは、その問題点とか課題などがあると思われま

すので、それについて教えていただければと思います。

○遠藤委員長

それでは、総務部お願いいたします。

○大澤人事課長

人事課長の大澤でございます。

社会人枠採用制度の見直しについてお答えいたします。

まず、この制度の概要、実施状況について申し上げますと、県では、行財政改革の一環として、定員の適正化を強力に進めてきております。そうした過程におきまして、一時期、新採用者を大幅に抑制した結果、20歳代後半から30歳代前半にかけての職員数が他の年齢層に比べて少ないという状況になりました。

この年齢構成のアンバランスが生じたこと、また、民間経験等を持つ多様な人材を確保することは、組織の活性化にもつながると考えられますことから、「職員の年齢構成のバランスの是正」及び「多様な人材の確保による組織の活性化」を目的といたしまして、平成23年度から社会人枠の職員採用試験を実施しております。

平成24年度から今年度、平成28年度までの5年間で、社会人枠の採用者数は72名となり、少なかった年齢層を一定程度確保するなどの成果が得られているところでございます。

一方、複雑・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、即戦力となる多様な人材を確保する必要があると考えますことから、求める人材を採用することが一層できますよう、社会人枠の採用制度の見直しをより積極的に見直ししたいと、こういう考え方から、現在検討を進めているという状況でございます。

以上です。

○遠藤委員長

ありがとうございます。樺委員よろしいですか。

○樺委員

具体的なところは、まだこれからということなんですね。

○大澤人事課長

より有意な人材が確保できるような方法について、今現在、様々な観点から検討しているという段階でございます。

○樺委員

ありがとうございます。

○遠藤委員長

よろしいですか。

それでは、次、西澤委員から意見をいただいておりますので、交番・駐在所の再編と定員の適正化についての御質問をお願いいたします。

○西澤委員

それでは、私の方から御質問させていただきます。

私どもの青森県は、警察本部をはじめとする警察官の日頃の活動によりまして、全国的に見ても非常に犯罪の少ない安心・安全な県だと思われまます。

その辺については、一県民として感謝申し上げるところであります。

私の調べたデータによりますと、犯罪の発生率は0.726%、これは47都道府県中の少ない方から5番目と、非常に好ましい数字として出ております。

ところが一方、年々警察部門の一般職員の数も削減されております。御苦労も多いことかと思われまますが、過去10年間比較で警察官、交番・駐在所、犯罪発生率の推移をお知らせいただければ幸いです。

よろしく申し上げます。

○遠藤委員長

それでは、警察本部お願いいたします。

○上田警務課長

警察本部警務課長の上田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、西澤委員の御質問にお答えします。

警察官の定員については、国内外の犯罪情勢等を勘案し、国全体として警察力の確保ができるよう、警察法施行令により、全国のバランス等を考慮した基準が定められています。

この10年間、青森県警察では70人の警察官が増員になっています。

増員の主な理由としては、子どもと女性を中心とした性犯罪被害防止対策、サイバー犯罪の取締り強化、特殊詐欺被害防止対策等となっています。

交番・駐在所は、地域の人口、世帯や治安情勢等を勘案して、地域住民との連携をとりながら警察力を強化できるよう、再編を検討して参りました。

この10年間で交番2箇所増、駐在所19箇所減となっていますが、例えば、日中のみの運用となる複数の駐在所を1つの交番に再編して、24時間体制で広域的な運用を図ることなどの措置によるもので、これにより限られた警察力を効率的に運用することができることとなっています。

犯罪発生率につきましては、正式な警察としての統計ではございませんが、年間の刑法犯認知件数を人口100人当たりで割った数値とされております。これは、平成19年は0.829%だったものが、平成27年では0.416%となるなど、年々減少しているところでございます。

以上でございます。

○遠藤委員長

ありがとうございます。西澤委員いかがですか。

○西澤委員

大変ありがとうございます。

この質問をさせていただいたのは、警察官とか交番・駐在所が減ったら、犯罪発生率が増えたんだというのであれば非常に困るということで質問させていただいたわけですが、この犯罪発生率も、顕著に、非常に減っているということで安心しました。ありがとうございます。

以上です。

○遠藤委員長

ありがとうございました。

それでは、西澤委員からもう1点、質問がございます。引き続きお願いいたします。

○西澤委員

それでは、文部科学省の「廃校施設活用状況実態調査」によりますと、平成14年度から25年度まで、12年間に全国で発生した廃校、いわゆる学校が閉じられた件数は5,801校。内訳は小学校が3,788、中学校が1,089、高等学校が924校となっております。

これは、少子高齢化社会により、今後も益々増加していくことが予想されます。

それに伴って、自然退職以外の教職員の効率的な、かつ本人に意欲を起こさせる勤務が必要になりますが、何か方策はお考えでしょうか。

例えば、教科担任の他にいじめやメンタルケアの対策に応じた専門教員を増やすとか、そういう方策をもしお考えであれば、お答え願えればと思います。

昨今、テレビでも非常にニュースになっておりますけれども、青森県でもいじめが原因で自殺をした女の子もおります。

こういう事件があるたびに、青森県に限らず、いじめがあったのかどうかという問いに対しては、学校側が歯切れのよくない答えを出しているのが見受けられます。その辺、やはり常日頃からいじめとか、生徒の非行等に関して、把握しきれていないんじゃないかと、そんな印象を受けるわけです。

ですから、学校が少なくなることによって、先生の数も、これはクビを切るわけにはいかないでしょうから、今申し上げたような、そういう特別な担任教師の他に、非行やいじめの対策チームみたいな教職員のグループがあっても、私はよろしいのではないかと思います、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○遠藤委員長

それでは、教育庁からお願いいたします。

○西谷教育政策課長

教育政策課長の西谷と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、少子化の進展、それに伴います小中高の廃校、これは本県でも同じような傾向がございます、例えば、高校の全日制の生徒数でいきますと、平成18年度が32,880人であったものが、平成28年度は26,018人と6,000人以上減少しています。2割を超えています。

それに伴いまして、県立高校につきまして、平成21年度以降においても7校の閉校がありますし、また来年3月31日、今年度末におきましても2校の閉校が予定されています。

そのような中にありまして、教職員の定員につきましては、このような児童・生徒数の減少に伴う学級減や学校の統廃合、あるいは退職者や再任用希望者などの数を総合的に勘案した上で、過員が生じないよう、管理を行っているところであり、委員が危惧されているような状態にならないよう対応しているところであります。

また、委員から御提案のいじめや非行など、様々な課題を抱える学校において、メンタルケアの対策に応じた専門教員の配置などが大事なのではないかとございますが、本県におきましては、このようないじめや不登校などの問題行動への対応のために、外部の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、あるいは充実に努めておりまして、学校における教育相談体制の充実に努めているところであります。

また、先般、本県の中学生が亡くなるという大変痛ましい事案がありましたけれども、このようなことを受けまして、まずは教員の資質向上が大事だということで、県教育委員会を挙げて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○遠藤委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、各委員の皆さんから、どうぞ自由に御発言いただければと思います。

はい、どうぞ。

○小坂委員

恐れ入ります、事前の御質問をしていなかったんですが、人材育成のところでも少し御質問させていただいてよろしいでしょうか。

○遠藤委員長

はい、どうぞお願いいたします。

○小坂委員

日頃から、仕事上、県庁の方に問い合わせをさせていただきますと、担当の課の職員の方々、非常に丁寧にいろいろ御指導いただきまして、本当に感謝申し上げます。

今日、御質問させていただきますのは、私の方は介護の方をやっている会社でございまして、やはり人材の確保ですとか、育成というのは、本当に日々差し迫った状況でございます。

ただ、周囲の方にお聞きしますと、それは、既に介護の話だけではなく、いろいろな分野でも人が足りないということになっておりまして、今いる人達をいかに育てていくかということが、本当に課題だと思っております。

その中で、テクニカル、技術をあげたりとか、知識を増やしたりですとか、そういったことがやりやすいので、どうしてもそこに入っていきんですけども、やはり、それを活用しますのが人間ですので、人間性の向上、ヒューマンスキルと言ったらいいんでしょうか、そここのところの向上を意図的にやらないと、やはり頭でっかちで終わってしまうのではないかと思っておりますし、組織の中の豊かさと言ったらいいんでしょうか、そういったものが育まれないのではないかと日々考えておりました。

そこでお伺いしたかったのが、人材育成ということで、県庁の方でも取り組まれておられるということで、人間性の向上、人間性の豊かさを求めるために、どのような取組をされていらっしゃるのか、どのようなお考えでいらっしゃるのか、そこをお聞かせいただきたいと思いました。

○遠藤委員長

それでは、人事課長よろしいですか。

これは、職員のですよね。職員の働く時に豊かなという、そういうことですね。

はい、どうぞ。

○大澤人事課長

人事課の方からお答えしたいと思います。

職員の人材育成は最も重要な課題の1つであると認識しておりますので、職員の採用から、採用後の様々な昇任の過程において、求める能力・スキルといったものがございまして、採用時におきましては新採用研修を実施し、あるいは昇任した段階でそれぞれ必要なスキルとしての階層別の研修を段階的に行いまして、その研修の中で、その業務に必要な、あるいは人事管理上必要なマネジメント能力を高めるための講座を設けるなど、

必要な人材育成に努めているところです。

また、併せて人事配置の中でも、職員の希望であるとか、適性といったものを考慮しながら職員を配置し、また育成していく。こういったトータルで、職員が県民サービスをしっかり提供できるよう、そういった基本的な考え、あるいは実行するための能力・経験、こういったものを培いながら、委員からお話のありました、公務員として県民にどう行政サービスを提供するか、そういうことが身に付きますよう、様々な取組をしているところでございます。

○小坂委員

ありがとうございます。

○遠藤委員長

よろしいですか。他にございますか。

この組織戦略も非常に重要な戦略軸です。

今日、委員の皆様から社会人卒のことについて、あるいは、人員削減をする中でいかに効果的に成果を出していくかという課題が出されました。さらに、学生が減っていく中で、先生が相対的に多くなる時に、どういうふうに効果的な教育を行っていくかという課題も出ました。この辺は非常に柔軟な人事の取組が必要になってくる分野だというふうに思います。

最後に人材育成のことについてもお話がありましたけれども、まさに人、人の育成、人がどのような能力を發揮するかで、おそらく成果の多くが決まってくると思いますので、今、県の方から回答がありましたが、是非この分野、力を入れて取り組んでいただければと思います。

それでは、ここまで終わらして、次に第3の協働戦略に移りたいと思います。

それでは、先ほどと同じように御意見をいただいている方からお願いしたいと思います。

西澤委員、お願いいたします。

○西澤委員

現在、日本での創業・起業の成功率は、私の調べた限りでは、生き延びている企業の残存率から見ると、1年で40%、5年で15%、10年で6%、ほぼ成功したと言える20年となると、これは0.3%にすぎない。30年では0.02%とも言われております。

この数字は、他のネットなどで調べてみても、似たり寄ったりの数字ではあります。

それだけ企業を存続させていくということは、大変なことなんだろうと思います。私の隣にいる榊委員が青森県を代表するような大社長、それから小坂委員も青森県を代表するような社会福祉の仕事をなさっているということですが、本当に御苦労は大変なことなんだと思います。

このように成功率の悪い、極めてリスクの大きな創業・起業を何故県が促進するのか。この促進という言葉が、私、ちょっと気になるんです。促進とは、辞書で調べてみますと、物事がはかどるように促すこと。促すことらしいんですね。「あなた、やってみませんか?」、この場合であれば「起業・創業をやってみませんか?」と促すこと。早く言ったら、非常にリスクの大きなものをどうして県が促すのかなと思います。むしろ促すというよりも、応援しますとか、自己責任のもとにおいて開業、起業した方を応援しますとかであれば、私もよく理解できるんですが、促進するという言葉が非常に私は気にかかった部分なんです。

このように成功率が悪い、極めてリスクの大きな創業・起業を何故県が促進するのかというのは1つの疑問なんですが、仮に事業が上手くいくように県が相談窓口を設けたり、資金支援の補助制度を設けるといならば、既存の事業者向けにして事業を活性化させた上で、雇用を拡大させた方が、県としてのリスクも少ないのではないのでしょうかと思います。

県がいろいろな施策を講じたとして、創業・起業は県が促進するほど、さっき申しましたように、そんなに甘いものではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○遠藤委員長

これは1つ大きな論点かもしれませんが、どうぞ、この所管は商工労働部ですね、よろしくお願いします。

○宮古地域産業課グループマネージャー

商工労働部地域産業課創業支援グループマネージャーの宮古と申します。

創業・起業を県が促進する理由といったような点、促進という言葉の部分に特に、ということではありますが、私どもがこの施策を行政施策として実施している、そういった目的、趣旨、内容等について回答という形でお知らせしたいと思います。

まず、委員の皆様も御承知いただいているように、本県経済の活性化と定住促進のためには、新たな雇用の場の確保が必要であるということで、県では、「県外企業の誘致促進」、またプロテオグリカン等に代表されます地域資源を活用した新しい「地域産業の創出」といった点とともに、併せて「創業・起業の促進」ということにも取り組んでいるところです。

中でも、創業・起業といえますのは、自ら雇用を創出するという点で、県では、県内8市への創業支援拠点の設置や、創業支援の専門家であるインキュベーション・マネージャーによる伴走型の個別支援といった、きめ細かな支援体制の構築を行っているところです。

また、取組内容としましては、創業意識、起業意識の醸成やビジネスプラン作成のノウハウ習得を目的とした起業家の養成研修、UIターン希望者に対する創業セミナーや相談会、市町村や商工団体、金融機関等との合同開催による支援制度の説明会など、創業・起業を希望する方々を積極的に支援してきたところであります。

加えて、創業後のフォローアップということで、ただ創業しなさいと、創業を応援するよということではなくて、フォローアップにつきましても、公益財団法人21あおり産業総合支援センターの専門アドバイザーなどが必要に応じて、経営全般はもとより、商品の開発、ITの活用、販路の開拓といった事業者が抱える各種課題に応じた個別支援も行ってきたところです。

このような取組によりまして、最初の創業支援拠点が設置されました平成18年度から、昨年度、平成27年度までの10年間で1,426名の方が各創業支援拠点や、あるいは公益財団法人21あおり産業総合支援センターにおけるインキュベーション・マネージャー等の支援を受けておりまして、そのうち238名の方が夢を実現して創業に至ったところです。

特に、平成27年度、昨年度は63名と過去最高となっていますし、今年度も増加しているところです。

私どもとしては、想いを持って創業される方が沢山いらっしゃいますが、できるだけ廃業率、短い間での廃業率を減らすということで、専門家、インキュベーション・マネージャーといいますが、こちらの専門家を伴走型支援という形で、構想段階から実際起業するまでの間、様々、課題等についてアドバイスをすることで、しっかりした形でビジネスプランを作って創業・起業いただくというような取組をしております。

また、促進という言葉について、引っ掛かるということなんですけれども、潜在的創業・起業の希望者ということでは、例えば、現在、お勤めされている方も定年退職後、何か自分の持っているものを使って第二のライフプランをやりたいということで、これらはシニア創業といえますし、首都圏等で働いていらっしゃる方も様々な資格や自分の技術を生かして地元に戻って何かをやりたいという方々もいらっしゃいますので、そういう方たちにとっては促進という言葉も当たる部分があるのかなと、このように思っています。

以上です。

○遠藤委員長

いかがですか。

○西澤委員

今のお話を聞いた限りでは、あえて促進じゃなくても支援します、例えば、起業・創業を支援します、応援しますでもいいんじゃないかなと思います。促進、いわゆる背中を押して促して、背中を押して起業・創業を進めるといふ促進というのは、仮に失敗したら誰が責任をとるのか。仮に、今、お話がありました、21あおもり産業総合支援センターがいろいろな相談にのって、このようにやればいいですよ、ああいうふうにやればいいですよ、というような創業・起業のアドバイスをしたとします。では、そのようにやったら失敗しました、後に残ったのは借金だけですといった場合、あなた達の言ったとおりやったら、借金だけ残ったよ、という話になればどうなるのか。これはあくまでも自己責任のもとで起業・創業というものはやるものなんですけれども、促進という言葉が、私、ちょっと微妙に引っ掛かります。

○遠藤委員長

西澤委員の言っていることは、「リスクがありますから、それは自己責任でやって欲しい」と。それを基本にしたことを行政側が政策化する。ただ、「自己責任でリスクを負って失敗した時に、誰が責任をとるのか。基本的にそれは事業者だ」と。そういう考え方でよろしいんですね。

○西澤委員

それは、当然、創業者、起業者が自分でやりたくて商売をするわけですから、自己責任ですよ。

○遠藤委員長

ですね。

この問題については、実際に会社を経営しておられる榊委員や、あるいはNPOの方からお話をお聞きしたいと思います。

○榊委員

簡単に言うと、どんどん、どんどん、やれ、やれって火を付けるのではなくて、やろうとする人をしっかり応援、支援していったらどうですか？という意味に僕は受けましたが、違いますか。

○西澤委員

ですから、応援、支援するのは非常に結構なんです。私もそのとおりだと思います。行政が応援して、支援してくれなければなかなか上手くいかない場合もあるでしょうから。

これは、言葉のあやだと言われれば、それまでなんですけど。

○遠藤委員長

分かりました。

辻委員、どうですか。NPOの立場から、いろいろ事業を展開されていますので、この点についてはいかがでしょうか。いろいろな見方ができると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

○辻委員

まず、時代の流れは女性の力を地域に生かしたり、ビジネスに生かすというので、女性起業家を増やすという流れになっていると思います。

今、東北でそのネットワークを作りましょうというような流れになっているという前提で、お話をさせていただきます。

私達は8年前に青森県の事業で、小さな仕事づくり、生業づくりというので、まず地域住民が集まって地域の課題を出し合っ、そこからコミュニティビジネスというふうに発展しました。

はじめは、ビジネスではなくて、地域の活性化とか、ソーシャルキャピタルとか、遠藤先生にもお話を伺ったことがありますけれども、社会関係資本をどうやってつないで、地域の皆が暮らしやすくするかということで、ビジネスはその後に成り立ったものです。

今は、大分、5、6年経って、当時より創業・起業の支援が多くなって、私は、嬉しいことだなと思っています。私達も背中を押してもらって始めたということもありまして、リスクのない事業というのはないと思いますし、丁寧に事業プランを作って事業計画を立てて、必要であれば銀行さんに紹介してもらったりとか、しっかりと創業できるまでの支援が一通り整っているの、チャンスは自分で掴むべきだと、基本的に思っております。

一方で、仕事とか働き方と考えた時に、いくら収入が欲しいの？となると、全く大なり小なりの考え方が出てきて、複数の仕事を持つという、一本だけの仕事ではなくて、複数の仕事を地域の人が持つというのは、これまた活性化につながるという視点もありますので、促進という言葉に1つ捕らわれると、なかなか話はまとまらないかと思っておりますけれども、民間活力を推進して欲しいという立場からいうと、本当に起業は進めて欲しいなと思っております。

どこまでやれるかというのは、本当に自分自身への問い続けになりますので、私達は、県ともコラボレーションして、小中学校、高校生に起業が何故大事なのか、起業の考え方が何故必要なのかという機会も与えてお話をさせていただいていますので、時々検証することは大事だと思いますけれども、方向としては、間違っていないのではないかなと、私自身は思っております。

以上です。

○遠藤委員長

どうもありがとうございました。

西澤委員の御意見は、起業そのものは大事だという立場に立っておられるんだと思います。それをどういうふう政策化するかが課題になるのですが、ビジネス、起業するのはリスクがありますので、それは誰が責任をとるのか。そこは本当に大きな課題なんです、県としては、ビジネス、起業を促進するというふうなことで、今、言っています。起業・創業自体は、非常に大事な施策テーマだと思うんです。ですからこそ、十分検討して、合意形成を図る。それから市民と行政との間の信頼関係をきちんと作っておくということが、物凄く大事な課題ではないかなという感じがいたしました。

最後に西澤委員、意見がありましたらどうぞ。

○西澤委員

皆さんの御意見を聴きまして、あくまでも創業・起業する方というのは、自己責任のもとで手を挙げて創業・起業するわけでありまして、それに対して県が促進を、促進というのは、手を挙げた人をいろいろな意味でアドバイスも含めて応援するんだ、支援するんだと、それが促進なんだと言われれば、私はそれでよろしいんじゃないかなと、そう思います。

○遠藤委員長

ありがとうございます。

共通なベースがあると思いますので、今の議論を踏まえながら、是非、起業について、非常にリスクがありますがけれども、合意形成を図りながら、あるいは市民と行政が信頼関係を持って果敢に攻めていくという姿勢が非常に重要ではないかと思っております。

ありがとうございました。

それでは、次に樺委員からの御質問がございますので、よろしく願いいたします。

○樺委員

資料2の87ページのコンセッション方式の導入の検討についてというお話で、もう安倍政権ができて4年ぐらいが経ちまして、コンセッション方式、いわゆる民間活力を導入して、公共施設を運営していくということなんですけど、本県においては、なかなか実績が上がらぬまま、私、この委員を務めてからずっと検討が続いているように感じます。

個人的な意見を言わせていただければ、検討して「駄目でした」ということであれば、次なる方式、例えば、県が直接運営するにしても、様々、効率化の仕方、それは、例えば、指定管理者もあるでしょうし、いろいろあると思いますので、大分、長い間検討を続けてらっしゃるようなので、いつまで検討を続ける予定なのかというところの概要といえますか、進捗状況を教えていただきたいと思います。

○遠藤委員長

ありがとうございました。

それでは、県土整備部から回答をお願いいたします。

○竹岸港湾空港課グループマネージャー

港湾空港課の竹岸と申します。

私の方からは、青森空港についてお答え申し上げます。

公共の事業・施設に運営権を設定しまして、主に民間企業に売却するコンセッション方式については、御承知のとおり、平成23年のPFI改正法で制度化されましたが、空港運営においては、先行する国管理の仙台空港と、会社管理空港ではありますが、事実上、国傘下にある関西・伊丹空港が平成28年から民間委託を開始しております。

青森空港の取組工程につきましては、平成26年度と27年度の2か年で国や導入を検討している自治体等の最新動向や導入した場合の運営パターンを検討し、民間事業者の意見・意向調査等を行いました。資料記載のとおり、除雪費が多額なことなどによる慢性的な支出超過や民間事業者の消極的な意向等、課題が浮き彫りとなる結果となりました。

青森空港へのコンセッション導入に当たっては、官民ともに民間活用に対する経験値が乏しいことや、除雪費等の経費が多額であるなど、民間参入のハードルが高いことが想定されますが、先行する空港の導入効果や現在導入を検討している他空港の動向を注視しながら、情報の収集を行い、空港のサービス向上と運営の効率化に向け、幅広く管理運営の方向性を引き続き検討して参りたいと考えております。

○遠藤委員長

ありがとうございます。樺委員いかがでしょうか。

○榊委員

そうですね、仙台と伊丹、あとは福岡もやる、やらないという感じで、いろいろあるんですけど。

やれるのであれば、それは勿論導入した方がいいと思うんですが、無理だということなのであれば、その辺は柔軟に対応して、一度、多分、民営化の方に舵をきってしまうと、なかなかそれを取り戻すことは難しいと思いますので、まだ導入を考えていくのであれば、慎重に検討していただければと思います。

以上です。

○遠藤委員長

もう1つ、コンセッションに関して、県営駐車場もあるそうですので、その件についての御回答もいただけますか。

○川村都市計画課長

都市計画課の川村と申します。

県営駐車場についてでございますが、県営駐車場へのコンセッション方式の導入や指定管理者における利用料金制度の導入について、利用者へのより良いサービスの提供、あるいは一層の経費削減を目的にこれまで検討を行ってきております。

検討に当たっては、今年度までに先進自治体等の動向の把握、あるいはコンセッション方式導入の形態、それらについて検討を行ってきたほか、今後、県営駐車場でどの程度の修繕が必要となるかを明らかとする長期保全計画についても、今年度末に策定が完了する予定でございます。

コンセッション方式等の検討においては、施設の維持修繕に関する投資計画が不可欠でありますことから、来年度以降、長期保全計画をもとにして、コンセッション方式と利用料金制度のメリット・デメリットの整理をはじめ、民間事業者への意向調査等を実施しまして、平成30年度までに導入の可否を決定することとしております。

以上です。

○遠藤委員長

ありがとうございます。いかがですか。

○榊委員

ありがとうございます。

長期保全計画を策定されるということで、私、地元八戸市の駐車場の指定管理者の選定委員をやったことがございまして、その時に、実は、駐車場が老朽化しているという事実があったのですが、それは後回しという言い方は変なんですけど、結局、そのままにして、指定管理者を決めて、その1年後ぐらいに駐車場全部を取り壊してという話になりましたので、そういう長期保全計画を策定された後に結論を出される方向性は非常に納得できるもので、非常に分かりやすい回答であると思いました。ありがとうございます。

○遠藤委員長

他に御意見ございますでしょうか。

はい、榊委員どうぞ。

○榊委員

指定管理者制度の運用改善のところについて、全ての年次において、管理運営状況のモニタリングの充実・

強化というのが入っているんですけども、具体的にはどういうことをやられるんですか。

○遠藤委員長

それでは、担当課よろしいですか。

指定管理者に対するモニタリングということでよろしいですか。

今、どんなふうに行われているのかというような御質問ですよね。

○榊委員

モニタリングというのは、何をやって、どういうふうに行っているのか。

○遠藤委員長

いろいろな形で民営化が図られてきておりますけれども、指定管理者制度は、非常に大きな方法として行われています。県としては、どのようなやり方でモニタリングを行っているのでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○行政経営管理課

指定管理者制度のモニタリングにつきましては、各施設の所管課が、施設の管理運営状況につきまして、年度が終了した後、その施設の利用者の状況等について、指定管理者からの実績報告等に基づきまして評価しております。具体的には、指定管理者が自己点検・自己評価をいたしまして、それを受けまして県の方でも評価をしているところでございます。

毎年、評価しておりまして、モニタリングの状況につきましては、県のホームページの方で公表もしているところでございます。

○榊委員

指定管理者が自らを評価するというのも、モニタリングとしているのですか。

○行政経営管理課

はい。指定管理者自らも行いますし、県でも各所管課が行っております。

○榊委員

モニタリングの方法はどうやってやるんですか。

○行政経営管理課

実地での調査、ヒアリング等を通じて状況を把握して評価を行っております。

○榊委員

ヒアリングは、誰がヒアリングするんですか。

○行政経営管理課

各施設所管課が、現地に赴いて実施しています。

○榊委員

担当部局と指定管理者から聴き取るということを行っているわけですか。
それは、モニタリングと言えるのですか。

○遠藤委員長

行政としては、指定管理者に対して、管理・監督をしています。それとは別に、モニタリングという意味は、客観的に、それを評価するようなシステムがあるのかどうか、ということではないかと思います。

場合によっては、別の機関で評価することもあると思います。例えば、指定管理そのものではないけれども、第三セクターの評価・検討委員会等があって、そこで併せて評価するようなこともあります。

県は、どのようなやり方でやっているんですか。

○行政経営管理課

指定管理者制度のモニタリングにつきましては、外部の評価委員会とか、そういったことではございませんで、県の施設所管課がモニタリングを行っております。

モニタリングにつきましては、項目をいくつか定めまして、それらの項目ごとに評価をしているところでございます。

○榊委員

確認しますが、担当部局が指定管理者にヒアリング、モニタリングをするということを行っており、使用者、利用者からのモニタリングではないのですね。

○行政経営管理課

利用者につきましては、モニタリングの項目の中に利用者の状況を評価する項目がありまして、利用者のアンケートなどを通じて評価をしているというような形になっております。

○榊委員

県では、目標管理のマネジメントをやっていますけれども、その辺も目標管理の業務に入っているということですか。

モニタリングをやれば当然、目標管理でPDCAを回さなければいけないと思いますが、それをやっているんですか。

○富谷行政経営管理課長

行財政改革実施計画に書いてある目標管理型業務マネジメントと指定管理者のモニタリング制度とは、直接リンクしているものではございません。

○遠藤委員長

多分、認識のずれがあると思いますので、ちょっと、今、整理します。

一般的に会社経営の場合で、目標管理をやっているところは、きちんと理念、それから目標があって、それを従業員の方と一緒に共有してコミュニケーションを図っていくわけです。行政経営において、所管課に指定管理がある場合には、指定管理も勿論、所管課が目標管理するわけです。ですから、当然、民間のマネジメントであれば、一括して、つまり指定管理も含めて管理ということになるわけですが、おそらく行政においては、まだ

そこまでいっていないケースが、青森県だけではなくて、比較的いろいろなところがございます。多分、その辺りのずれがあってのお話だと思うのですが、何かそのことについてお話できる方、いらっしゃいますか？

目標管理の場合には、全体的に社長、それから部課長、そして業務があって、それぞれ整合的に目標管理がなされるわけです。当然その中には、行政の場合だと指定管理も含まれるわけですが、そのことについても目標管理の項目として扱っているのですか？という質問です。

どうぞ。

○大澤人事課長

具体的には所管課の方から御説明をいたしますけれども、部外者ではありますが、以前、担当したこともありまして、私の方から補足的に申し上げますと、指定管理を実施するときに、当然、仕様がありまして、その仕様に基づきまして受託者が適切にその施設の管理運営を行うということになっているわけですが、そのときに、当然、丸投げにならないようにするためには、まずは受託者自身がそれぞれの施設の需要に応じた点検項目、指標といったものを設けながら、まずは自ら適切に行っているかどうか。こういったものを実際の運営と、またその利用者からのアンケートに基づきまして評価すると、これがまず1点。

また、指定管理を行っている所管課におきましても、当初の目的が果たせるかどうか、そういった観点から同様の項目に基づいて、あるいは受託者からヒアリングをすることなども通じながら評価をします。こういった受託者と県の両方が点検をすることを通じて、指定管理の目的といったものを達成しようと、こういうスタイルにはなっております。

○富谷行政経営管理課長

具体的なところは、モニタリングをやっている担当者が今、この会場にはおりませんでしたので、後ほど、資料をまとめてお送りしたいと思います。

○遠藤委員長

よろしいですか。他にございますか。

また、もしございましたら、後で一番最後のところで御発言をお願いしたいと思います。

それでは、次の軸に移って参りたいと思います。財政戦略です。

それでは、これも同じように御意見をもらっていますので、樺委員、お願いいたします。

○樺委員

県財政の状況等に関する情報共有ということで、これは、後の質問とも絡んでくる話なんですけど、公共施設の老朽化というものが全国的に進んでおりまして、冒頭、御挨拶の中にもありましたけれども、厳しい財政状況の中で、公共施設を維持・運営するなり、場合によって建て替えるなり、場合によってはそれを廃止するなり、そういう様々な戦略をこれからおそらく立てていかなければならないという状況になろうかと思えます。

そういう中で、固定資産台帳の整備状況が、今、どういう感じになっているのかということにつきまして、教えていただきたいと思えます。

もう1つが、資料2の117ページにあります、県有資産のマネジメントの話です。固定資産台帳を整備した上で、これは国の方で公共施設等総合管理計画を策定をするようにということで、これは各都道府県、それから各自治体の方に、策定の要請があったと思われま。

そういう中で1つキーになりますのが、公共施設の維持管理の費用の推計というもの、これもおそらく何らかの、パソコンソフトみたいなやつで、おそらく推計をされていると思われましますので、もし行っていれば、その概算につ

いて教えていただきたいと思います。

以上です。

○遠藤委員長

2つございますが、所管課が同じですので、併せてお願いいたします。

○富谷行政経営管理課長

では、行政経営管理課からお答えいたします。

まず、固定資産台帳の整備につきましては、国の方から統一的な基準による地方公会計の整備ということで、通知を受けまして取り組んでいるところでございます。

現在、庁内関係課による会議におきまして、導入方針等についてとりまとめたところでありまして、資産を洗い出して、登録データを作成して、国の方から配付されましたソフトウェアの方に取り込むということで、台帳登録作業を進めているところでございます。

国の通知では、平成29年度までに統一的な基準による財務書類を作成して公表するように要請されておりますので、平成29年度中に平成28年度決算に係る財務書類を作成・公表できるように引き続き取り組んでいくことにしております。

それから、次に公共施設の維持管理費用の推計ということでございますが、公共施設の維持管理費用の推計につきましては、今の総合管理計画の策定に当たってということではございませんが、平成24年度に策定いたしました「青森県橋梁長寿命化修繕計画」、橋の関係ですが、これにおきまして、今後50年のライフサイクルコストで約777億円のコスト削減が見込まれるというふうに推計したものがございます。

なお、県有施設、主に建築物の方のライフサイクルコストにつきましては、行革の計画にも載せておりますけれども、平成30年度にとりまとめるということで、準備を進めているところでございます。

また、橋梁以外のインフラ施設につきましては、施設ごとに長寿命化計画を策定するということになっておりますので、その中で推計をしていくことにしております。

それから、固定資産台帳と維持管理費用の推計との関連もあるかと思いますが、国の通知の中で推計に当たっては、なるべく固定資産台帳を活用するようというふうなこともありましたので、どういふふうに活用できるか、これから研究していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、西澤委員から質問をいただいておりますので、お願いいたします。

○西澤委員

私どもの青森県は、北3県の中では比較的良い方だということなんですけど、日本全国から見ると、県民一人当たりの借金はワースト3割、私のデータでは大体15位ぐらいに入っていると思われまして。

そんな状況下において、「税外諸収入の確保」が重要な課題であるという認識は、私も同じく持っております。

県営住宅等退去者滞納家賃等収納委託、これは従来からやっている収納委託だと思んですが、今月から、母子父子寡婦福祉資金償還金収納業務も債権回収会社に委託するというふうになったようです。

この債権回収会社というのは、法務省から厳しい基準が定められていまして、法務省の営業許可がなければ債権回収業者、債権回収会社と名乗れないということなんですけど、そういう意味からいきますと、怪しい会社はな

いだろうと。反社会的な勢力に関するような会社はないだろうと思われかもしれませんが、何せ民間の株式会社、もしくは民間の会社でございます。

当然のことながら、彼らとしては、例えば、業務委託しました。委託料、例えば500万円です。この中でやってくださいということではないようなんです。彼らの収入は、債務者から回収したお金の何%があなた達の取り分ですよ、ということになっているようなんです。

従って、売上が多ければ多いほど、債権回収会社の収入が増えるわけでございます。

そうなりますと、この資本主義の世の中でありまして、過度の債権取り立てに走る業者がないかどうか。非常に懸念が持たれるところであります。

例えば、ノルマがその会社にあったとか、そういうことになれば、会社自体はそういう過度な債権の取り立てはやめなさいよと指導はしているものの、その担当者にしてみれば、ノルマがあれば過度な取り立てに走る場合もあり得ないわけではないという懸念があるわけです。

生活保護家庭やワーキングプアと呼ばれる世帯が多いと推測される債務者に対して、債権回収会社等の業者への債権回収委託というのは、これは相応しいものかどうか、ということが私の質問なんです。

行政の役目として、取り立てすると同時に、債権者の生活状況の聴き取りや、払えないのであれば、返済方法等の相談に乗るのが行政としての1つの仕事じゃなかったのかなと思うんです。

その辺についてお聞きしたいと思います。

○遠藤委員長

ありがとうございます。

それでは、健康福祉部お願いいたします。

○小寺こどもみらい課グループマネージャー

健康福祉部こどもみらい課の小寺と申します。

私の方から、母子父子寡婦福祉資金の償還金の収納業務の外部委託の関係でお答えをさせていただきます。

今、お話がありましたとおり、こちらの母子父子寡婦福祉資金の未収金ですけれども、すでに本県だけではなくて、他県でもこういった形で外部の業者さんに委託をしているというふうな取組の実績がございます。

そういった動きを受けまして、県では、全ての債権を委託ということではなくて、借主の方が県外に在住しているですとか、文書での催告に対しての反応がない、あるいは、電話がつかないと、こういったことから、長期に渡って収納がなくて、なかなか償還の指導が難しいと考えられる債権につきまして、今回、収納業務を民間業者さんの方に委託をすることとしておりまして、今、準備を進めている最中ということでございます。

委託をする業者さんを選定するに当たりましては、こういった回収困難な債権についての実効性があるノウハウを有しているかとか、実績があるかという観点は勿論なんですけれども、債務者の方々が置かれている立場ですとか、経済的状況に対する配慮といったところも評価対象としまして審査会を開いて、委託先を選定したという経緯がございます。

実際に委託する業務の中には、そういった債務者の方の対応ですね。相談に関する部分、そういったものも含まれておりまして、そういったことを県の方に報告していただくということでの業務委託もあります。

実際に相談の中で償還金の部分について、示された金額が難しいということであれば、分割納入といったことにも対応する。こちらの方は、委託債権に限りませんけれども、そういった形でこれまでも対象者の状況に応じた適切な対応ということを心がけてきております。

こちらの償還金ですけれども、次に貸付を受ける方の貸付金の財源というふうなこともなっておりますので、

制度が持続可能な制度として継続していくように、円滑な制度の運用ということにも配慮する必要があるかなというふうには考えております。

質問にありました、何%程度を委託料として得られるのでしょうかということについてですけれども、現在、その辺りを詰めて契約というふうなことでの作業中ということですので、まだパーセントということは定まっておられません。

こちらからは以上です。

○遠藤委員長

いかがでしょうか。

○西澤委員

2つほど確認させて欲しいんですが、今の話の中では、今回から始まることになりました母子父子寡婦福祉資金償還金の債務者全てを債権会社に委託するというのではないようなんです。そういうことですね。

さっき申しましたように居場所が分からない、連絡がつかない、そして滞納金額が数か月に及ぶような、そのような方を選んでといったらおかしいですけれども、そういうような方の中から債権回収会社に委託するという事でよろしいんですね。

○小寺こどもみらい課グループマネージャー

償還指導が困難なケースを選定して委託するという事でございます。

それこそ、職員が償還指導ということでやっているケースもありますし、そういった形で職員がこのまま償還指導を続けていくことが望ましいケースにつきましては、引き続き、これまで同様県の方で償還指導していくという事でございます。

○西澤委員

それと2つ目は、先ほど私もお話しましたが、生活困窮者、ワーキングプアも母子家庭等も含めて、そういう生活困窮者に対する生活状況の把握とか、相談業務、それは従来どおりやっていたということによろしいんでしょうか。

○小寺こどもみらい課グループマネージャー

委託した債権につきましては、その部分についても、委託先の方で対応するという形になっております。その結果が県の方に月次報告なりということで報告されるという事でございます。

○西澤委員

そういう相談業務は、債権回収会社の方にそれも併せて委託したと。

○小寺こどもみらい課グループマネージャー

委託した債権については、その対応も委託業務の中に含まれているという整理でございます。

○西澤委員

債権回収会社でそこまでできるでしょうか。生活困窮者に対する相談業務というのはできるんでしょうか。

どういう債権回収会社を選択したかは分かりませんが、親身になって相談にのってもらえるのであれば

いいんですけれども、その辺もちょっと不安なところが残りますね。

私の方からは以上です。

○遠藤委員長

論点は過度の取り立てにならないようにということですね。行政サービスを質的に充実していくと、困窮者に対してもやるというふうなことです。その点について念頭に置きながら、是非、行政サービスの質的充実に取り組んでいただきたいということだと思います。

それでは、他にございますか。よろしいですか。

それでは、一通り、各戦略軸に従いながら協議をして参りましたけれども、最後に皆様から全体を通して何か御発言、御質問がございましたらいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○榊委員

冒頭に委員長がおっしゃった、行財政改革というのは、財政を減量化するだけでは駄目なんだという、イノベーションなんだというお話があって、僕もまさしくその通りの考えです。

さっき、モニタリングとか狭いところにスポットをあてて話したのはそのところでして、実際、そういう減量することによって、指定管理をすることによって改善していくのであればいいんですけど、逆にサービスの低下がおきてしまうと、虻蜂取らずの問題になってしまうのかなと思います。

そういうのが実際あるのかというと、あります。経験者として、僕、今、話をしています。

そういうサービスの低下とか、県の方々が全く知らなかったと、それは管理者にお願いしているんだという話を何度も聞かされていますので、具体的にそういう経験者としてそこにスポットをあてたので、他意はありません。サービスの低下をきたさないようにしっかりやっていただきたいなという意見です。

以上です。

○遠藤委員長

ありがとうございます。

先ほど、モニタリングのことで、追加で御回答いただけるのかどうかだったんですが、何かございますか。

○富谷行政経営管理課長

後日とさせていただきますと思います。

○遠藤委員長

では、後日ということでよろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

今日、なかなか発言するチャンスがなくて、もっと御意見をお持ちの委員の方もいらっしゃるかと思いますが、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、ここで協議は終わりにしたいと思います。

今日は、行財政改革の4つの戦略軸がございましたが、それぞれにおいて熱心な御討議をしていただきました。業務戦略については、ICTの問題が出て参りました。これは非常に重要だと思います。ICTの技術を組み込んで行政サービスを質的にも量的にもスピーディに行っていくという、非常に重要な課題だろうというふうに思います。

それから、組織戦略においても、これも非常に重要な領域でありまして、特に今日は人材の扱い、育成、採用。それから、対象者が少なくなった場合にモチベーションをどういうふうにしていくかということも併せて、組織をしっかりと、やりがいと言いますか、生きがいと言いますか、そういったことも持ち合わせながら、組織の能力を高めていって、その結果として、成果を出していくということが非常に大事な課題でありますので、今日の議論を通じて充実した行政サービスに取り組んでいただきたいと思います。

それから、協働戦略、これも非常に大事でありまして、民営化の問題を中心に今日は議論がなされたと思います。方法ですね。どういう形態でやっていくか。コンセッションの問題が出て参りました。指定管理もありますけれども、今回は特にモニタリングですね。なかなか、市民の方々に分かりにくいところがございますが、これはしっかりオープンにしてやっていくということが非常に大事かと思えます。

それから、リスクをどういうふうに分担するかという問題もありました。ビジネス、起業するのは非常に大事で、これはどんどんやっていくべきだというふうに思うんですが、それをどういうふう民間で、官民で役割分担をしていくか、リスクをどういうふう共有していくかという問題が今後の検討課題であるというふうに思います。

それから、最後、財政戦略においては、特に今回は、社会資本の維持管理の問題が出て参りました。これも非常に重要な領域でございます。相当古くなっている施設がどんどん増えておりますので、そこをどういうふう維持管理していくかです。

それから、ファシリティマネジメントですね。この問題では、県の方々、非常に御苦労されている分野でもありまして、今日、時間があつたら本当はいろいろ聞きたいこともあつたのですが、建物の減築ですね。非常に日本の中でも先端的な改革をやっておられるというふうに感じているのですが、そういったことも含めて、ファシリティマネジメントは非常に重要な分野ではないかと思えます。

それから、生活困窮者に配慮しながら行政サービスを展開していくというふうな御指摘もいただいたところでございます。

以上、今日、行財政改革に係る様々な重要な問題を皆さんと一緒に協議させていただきました。

是非、今回のお話を踏まえて、優れた行政サービスを今後とも展開していただければと思っております。

では、本日、県から報告のあつた、青森県行財政改革実施計画に係る取組状況については、全ての取組事項について、熱意を持って真摯に取組が進められているものと考えます。

是非、改めて県においては、どうぞ引き続き攻めの行財政改革を今後とも進めていっていただきたい。特に、実施段階に入っておりますので、具体的なところに入って参りますので、理念の下にディティール(細部)にこだわってやっていただければと思っております。

それでは、以上で本日の委員会を終了したいと思います。

進行を事務局にお返しいたします。

《 4 閉会 》

○司会

ありがとうございました。

最後に総務部次長の阿部から御挨拶を申し上げます。

○阿部総務部次長

本日は大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。

とりわけ、イノベーション効果をしっかりと県民の皆様提供していくと。きちんと、見直しによってサービスが低下することのないようにということが、やはり大事なことだと受け止めておまして、我々も改革の原点といいますか、平成16年に大幅な見直しスタートして、今に至っているわけでございますが、その中で、ともすれば初心

を忘れていたところがあるのではないかということもしっかり肝に銘じて、やはり何よりもまず県民の皆様にしつかりとサービスを届けていく、このことが改革の根っこの最も大事な部分であるというふうに肝に銘じて、これからの改革に当たって参りたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、また長時間にわたり大変ありがとうございました。

お疲れ様でございました。

○司会

これをもちまして、青森県行財政改革推進委員会を終了いたします。

大変ありがとうございました。